

社会起業家活動と社会的問題の連関について

— 福祉史から見た“忘れられた領域”の諸相 —

速水 智子

キーワード：社会起業家活動、社会的企業、事業型NPO、社会的問題、忘れられた領域、福祉史

目次

- I. はじめに
- II. 社会起業家活動と“忘れられた領域”
- III. 福祉史から概観した“忘れられた領域”の諸相
- IV. 福祉史から得た着目点の提示
- V. 考察
- VI. おわりに

I. はじめに

近年、社会起業家活動は、世界中で散見される。これまで筆者は経営学の立場から、社会起業家、社会的企業、ソーシャルビジネスについて分析を進めてきた。実践が研究に先行する状況ではあるものの、英国及び米国や日本の研究では、新しいタイプのビジネス活動と捉える傾向が見られる。その新規性に焦点があてられ、強調され過ぎてきたようにも思われる。社会起業家活動は果たして、新しきだけに注目して良いのであろうか。

そのような中、日本においても東日本大震災後、多くの社会起業家が生まれてきた。そこには被災地に寄り添う心情や利他精神といった日本人が古来より持ち続けているものが存在していると思う。

その源には、過去から脈々と受け繋がれている何らかのものがあるのではないだろうか。あらためて“社会起業家活動”を捉えるために、日本の福祉史を概観し、社会起業家活動との連関について、筆者が検討してきた“忘れられた領域”も視座に加えて再考していきたい。

II. 社会起業家活動と“忘れられた領域”

従来の社会システムでは、公的セクター（政府・地方公共団体）と私的セクター（民間営利企業）といった2つの活動部門が中心であった。これに対して、民間非営利組織によって構成される第三の活動部門がある。非営利セクターあるいは、サードセクター、社会セクターと呼ばれる。ここでは非営利セクターと呼ぶ。この活動部門には、民間非営利組織、NPO、ボランティア組織、NGO、市民団体などがある。社会起業家の組織は、社会的企業（Social Enterprise）、事業型NPOと呼ばれ、この非営利セクターに含まれる。近年、世界的にもこの非営利セクターが影響力を持ち始めている。

社会起業家が発見し解決しようとする領域は、これまで公的セクターが担うべきとされてきた公共の責任領域である。具体的には福祉、教育、労働、人権、貧困、環境、医療、コミュニティ開発、国際支援などである。しかしながら、今日社会的課題は山積し、多様

なニーズに対して、公的セクターではカバーすることが困難である。このように、公共の責任領域でありながらも公的セクターで対応ができてこなかった領域を「忘れられた領域」[速水, 2010]と呼ぶことにする。ここで示す忘れられた領域は、社会的問題を抱える対象者を指すと同時にその問題も含むものである。つまり、忘れられた領域とは、「社会的立場から自分達のために社会改革を起こすことができない人々や、この人々が直面している問題そのもの」として定義する。したがって、公的セクターが担えないこと、ニーズはあるものの顕在化していないこと、新しい解決策が求められているといった性質を持つと思われる。

社会起業家はこの“忘れられた領域”を見

つけビジネスの発想や手法を使って、問題を直接解決しようとする起業家である。そこでは、社会的な問題に対して、ニーズを創造する点、解決のためにボランティアや有償労働の混合形態、専門家や様々な人々を動員させるという多様な資源の利用、行政や民間企業とのセクターを超えた連携構築などが見られる。

Ⅲ. 福祉史から概観した“忘れられた領域”の諸相

社会起業家が問題としている“忘れられた領域”を時代の中で捉えるために福祉史を概観していく。

図表1は、倉持(2010)、今井(2010)、池

図表1 福祉史から見た社会的問題の諸相

区分	時代状況	社会的問題の諸相	福祉史上の事象
(1) 慈恵・慈善事業期	1868年明治へ改元 1873年内務省設置 1874年恤救規則制定 1877年頃<政治的活動や関心が社会問題に拡大> 1902年救貧法案の廃案	幕藩体制が担った諸地域の救貧事業の衰退による諸問題積み残し、農村の疲弊、都市部下層社会の民衆の生活状況に結び付く社会問題の表面化	・新政府により制定された恤救規則は厳格な適用条件と低水準の救済内容で効力は十分でなかった。 <着目点1> 1887年頃、官僚による救貧制度の改革への動き、民間慈善事業、施設の勃興
(2) 感化・救済事業期	1905年日露戦争終結 1908年感化救済事業講習会(内務省開催) 1908年中央慈善協会発足 内務省による地方改良運動の展開	経済恐慌による国民生活の疲弊東北大凶作の影響 資本主義政策による様々な弊害農村、町村の疲弊	・国策としての感化・救済事業 ¹ の展開により、「良民」を育成し、道徳的問題として貧困を再定義 ・公的救済を徹底的に抑制し、地域共同体、民間慈善事業が救済を果たす事が期待される
(3) 社会事業成立期	1920年反動恐慌 1923年関東大震災 1925年普通選挙法成立 1929年救護法施行	大戦景気後の反動恐慌、関東大震災、金融大恐慌、深刻な不況の慢性化により、都市部の失業者、民衆の生活の困窮、農業恐慌、自然災害に伴う大凶作、子女の身売りなど社会貧の発見	大正デモクラシーの社会状況を背景として、中頃「社会事業」が成立(源流には社会連帯思想) 社会主義運動、小作争議、女性運動、部落解放運動、民衆運動がおこる

1 国民への教化により「良民」を育成すること、道徳的問題として貧困を再定義し、精神主義的な防貧を徹底させ、公的救済制度を可能な限り抑制する(倉持、2010) p.13.

<p>(4) 戦時厚生事業期</p>	<p>1931年満州事変勃発 1931年私的社会事業連盟創設 1938年厚生省誕生 1938年社会事業法制定</p>	<p>戦時体制が強まる中、国民生活は追い詰められ、都市労働者の窮乏化、農村の疲弊に拍車がかかる 国民の人的資源拡大へ志向 高齢者、障害者、疾病者の分野は辺縁化</p>	<p>社会事業が厚生事業へと再編され、従来のものから変質（弱者対象から国民福祉増強へ変質） <着目点2>民間慈善事業と社会事業法（民間社会事業をわずかな補助金と引換に国の管理下におく役割へ）、従来の事業も戦時体制で再編</p>
<p>(5) 戦後社会福祉形成期</p>	<p>1945年終戦 1946年GHQによりSCAPIN775（社会救济）提示 1946年生活保護法の制定 1946年身体障害者福祉法制定 1947年児童福祉法制定 1951年社会福祉事業法</p>	<p>敗戦・民主化の推進により社会福祉の対象者が広がる（孤児、未亡人、障害者、失業者、全国民）、それは家族や地域の援助を期待できない一部の困窮者ではなく全国民とされた</p>	<p>占領政策による民主主義化推進 ・「社会福祉事業」が展開される ・福祉三法体制の確立 ・国民皆保険への取り組み ・社会福祉事業法は、社会福祉事業の基本的枠組み規定（社会福祉の発展に貢献）</p>
<p>(6) 高度成長社会福祉変化期</p>	<p>1960年精神薄弱者福祉法制定 1963年老人福祉法制定 1964年母子福祉法制定 1973年「福祉元年」 1973年オイルショック 日本型福祉社会論（1979）、民間活力の導入（1981）が政府から提起</p>	<p>生活問題（公害、環境、健康破壊）が社会福祉の対象として注目を集める。 地方の過疎化、都会の過密化 家族形態の変化 高齢化社会と在宅福祉、地域福祉への注目</p>	<p>経済的余裕は日本の社会福祉の目標を北欧型の福祉国家に設定可能となる ・福祉6法の制定 ・経済優先による弊害の出現、低成長への突入により「福祉見直し論」登場、次第に切捨政策へと展開</p>
<p>(7) 社会福祉パラダイム変換期</p>	<p>1997年「社会福祉の基礎構造改革について」 2000年社会福祉法制定 2000年「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書²</p>	<p>従来の社会福祉が十分に対応しえてない、ホームレス、高齢者の孤独死、外国人排除等々の社会的排除と貧困問題に注目していくようになる。</p>	<p><着目点3> <u>社会福祉のパラダイム変換</u> ・地方分権重視 ・措置制度から契約制度へ移行 ・応能負担から応益負担へ具体化していく 2000年、従来型の公=官ではなく市民が主体となる「新たな『公』の創造」が議論にあがる</p>

（出所）倉持（2010）、今井（2010）、池本（2013）に基づき、筆者作表。

本（2013）に依拠して、時代区分、社会的問題の諸相、福祉史上の事象について表に整理したものである。

IV. 福祉史から得た着目点の提示

次に、図表1から“忘れられた領域”と関

係すると思われる3つの着目する箇所について提示する。

i <着目点1について> 1887年頃、官僚による救貧制度の改革への動き。民間慈善事業、施設の勃興。

2 地域社会における「つながり」の再構築、従来型の公=官ではなく市民が主体となる「新たな『公』の創造」が掲げられていた（池本、2013）p.35。

①明治新政府による救済制度の再編

幕藩体制下では、その多くは農民社会であった。飢饉や災害時などの救済への対応やしくみは、存在していた。それは、頼母子講、結、報徳運動、無尽など日本独自の様式を持つ救済システムとされる。家族、近隣、藩とその責任と段階的な救済のしくみが機能していたと考えられる。例えば、二宮尊徳の“報徳運動”は全国的な村落再建に一定の効力をもたらしていた³。しかし、1868年明治新政府により公の担い手が変わること、その働きは、衰退したと考えられる。そのような中、政府は、必要に迫られ、1874年の「恤救規則」⁴を制定し、新政府による救済制度の再編⁵が始まる。池本（2013）p.24は、「この制度は、むしろ前近代的な慈恵救済を継承し、天皇制国家の救済として位置づけた」と述べている。貧困の原因と責任は、個人に起因するもので、適応には、厳しい条件があり、その効果は十分ではなかったとされる。

②自発的慈善事業の勃興

明治政府による、消極的な救貧政策により、取り残された社会的問題が存在した。このような中、実践的に救貧政策を補う民間の

慈善事業家による施設展開がみられる。その頃、欧米の慈善思想が紹介され、キリスト教宣教師らによる実践思想、ボランティア活動はその後の慈善事業のモデルとなる。宗教者を中心とした民間慈善事業や施設の勃興（児童保護、保育事業、多岐に渡る活動）も見られた。ちなみに、慈善事業の起点は児童施設から始まるとされている。その当時の代表的な施設として、石井十次の岡山孤児院（1887年）、小橋勝之助の博愛者（1890）、野口幽香らの二葉幼稚園（1900）などの児童保護、石井亮一の孤女学院（1891）、留岡幸助の家庭学校（1899）など様々な分野の活動が始まった。

③官僚による救貧制度の改革への構想

「恤救規則」は、その後改正への動きは試みられたものの、1929年の「救護法制定」まで日本の救貧制度の中核を担った（2010、倉持）。その間、注目される議論を取り上げておきたい。当時、明治政府が目標とする産業化のための改革⁶は、農民の抵抗により、1870年から1880年頃、地方社会は混乱していた。

その頃、海外視察を経験した若手官僚（品川）ら⁷は、西欧の産業革命の状況を見聞し、

3 桜町には30の村と数百にのぼる部落があり、約4万3千人の農民が住み、自ら組織化し天保の大飢饉（1830年～1838年）では、一人の餓死者も出さなかった（ナジタ、2015）pp.195-196.

4 1874年から1931年までの日本にあった法令である。明治政府が生活困窮者の公的救済を目的として、日本で初めて統一的な基準をもって発布した救貧法である。（明治7年太政官達第162号。）70歳以上の労働不能の者、障害者、病人、13歳以下の児童等に一定の米代を支給することを定めた、慈恵的制限扶助的な救貧制度。

5 趣旨は「救済は「人民相互の情誼」によるべきであるが、地域の相互扶助が得られない無告の窮民に限り国の救済を認める。」池本（2013）。情誼とは他人のために尽くそうという純粋な気持ちと意味される。

6 特に悪評高かったのは、米の生産量に応じすべての国民に課された地租であり、旧体制の税より重かった（ナジタ、2015）p.197

7 代表格の品川弥二郎は、吉田松陰に学んだ。1891年内務大臣として不名誉な事実は記憶されているが、地方に銀行や貯蓄組合を創設する相互扶助的な試みを見出した。この先見の明はあまり評価されていない（ナジタ、2015）pp.198-199.

やがては日本にもその波がやってくると予測する。そして、農村の安定化、近代化こそ、国の繁栄につながるとの認識に至る（ナジタ、2015）p.203。すでにドイツでは、産業革命による社会的混乱、飢饉から地域社会の経済基盤を守るために地方銀行や貯蓄組合を作るために2つのモデルが示された。その発想を日本に移転させようと品川等は構想する。以下がモデルである。

1) デーリチュ型の協同組合→信用貸付銀行⁸
地方を安定させるには社会福祉政策よりも資本主義の原則と適用が必要である。但し根本思想としては、「社会改革」を提唱するために組み立てられたもので、利益優先の資本主義とは異なる。

2) ライファイゼン型の協同組合⁹
キリスト教人道主義のもと、慈悲と相互扶助倫理を根幹とする。

品川等はすでに、日本に根付いていた頼子講、無尽を社会資源ととらえ、資本主義的デーリチュ型の協同組合を法的に位置づけることに奔走した。「徳川時代の農民が資本家や起業家になり、近代化の大義に忠実な市民となることを思い描いた」（ナジタ、2015）p.203。対して、ライファイゼン型を農商務省は支持し、見解の相違の上に議論は続いていく。この間、地方に資本主義を広める活動は、世間に「社会問題」概念を提起することとなる。結局、1900年産業組合法が成立し、農業分野に対して実際に示された計画はデーリチュ型の農業資本主義にもとづいたものと

なった。

④ 1890年窮民救助法案、1902年救貧法案の廃案

すでに「恤救規則」は、窮民の実情に適さない点や慈善事業組織に任せると惰眠の増加につながると懸念されていた。そこで、自治体の救済義務を規定した1890年「窮民救助法案」、1902年は上程されたものの廃案に終わる。池本（2013）は「窮民救助法案（政府提案）の反対理由を①窮民救済は住民に関わるpublicの問題とはみなされていなかった点、義務救助が権利意識を持ち惰眠の増大を招く批判があった」と述べている。ちなみに、法案では慈善事業を自治体の管理下に置く条項もあった。民間慈善事業による濫救の弊害を防止する狙いもあったとされる。1902年の「救貧法案」では、救貧と多様な防貧策が盛り込まれている。市町村が実施義務、防貧施策とされた。この前提の審議では、町村事業を基本としながらも公費で負担するよりも、地方の慈善会のような、公私相反する慈善家に任して町村の義務としない方が良い点が指摘されている。

ii <着目点2について> 民間慈善事業と社会事業法

明治に入り公的セクターが担えない領域に対して自発的な民間慈善事業が勃興したが、大正時代中頃には社会事業¹⁰という概念が

8 フランツ・ヘルマン・シュルツェ＝デーリチュが1850年代半ば、「国民銀行」設立。めざしていたのは地方の裕福な人々の利益とともに、貧しい農民の生活水準を裕福な人々のそれにまで引き上げること（ナジタ、2015）p.199

9 フリードリヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼンの事業は小規模で貧しい農民を支援し、儲けの追求より、慈善や福祉に力を注いだ。

10 中央社会事業協会社会事業研究所の定義は、「社会事業とは、正常な一般生活の水準より脱落・背離し、又はそのおそれのある不特定の個人又は家族に対し、その回復保全を目的とし、国家、地方公共団体、或いは私人が、社会保険、公衆衛生、教育等の社会福祉増進のための一般対策と並んで、またはそれを補い、或いはこれに代わって、個別的、集団的に保護助長或いは処置を行う社会的な組織的活動である」谷川（1950）。

生まれ、理論的な論争など活発化していく。1931年の満州事変に始まる戦時体制下では民間慈善事業は公的セクターとの関係やその位置づけなど変化を余技なくされる。この間、社会事業の意味合いが変質¹¹していく。国民全体の社会保障政策は高まるものの、個別的には救済策は後退していく。国としては、社会的問題の責任を地域に分散していこうとの動きが見られる。セツルメント事業¹²も地域の教化に重点をおいたものへと変化し、社会事業そのものの方向性が変化する。慈善事業の経営難については、早くから公費を得て事業が行われていた¹³。皇室からの下賜金をもとに1897年から各府県に慈恵救済資金（特別会計）が設定され、一般寄付、府県財政からの繰り入れをおこないつつ、各府県の慈善事業への補助が開始される。寄付収入のみではやっていけず、経営難に苦しむ慈善事業が大半を占めていた。民間慈善事業も経営上、公的支援に依存せざるを得ない状況であった。それが組織化への端緒となっていく。慈善事業の組織化は戦時の中、感化救済事業を推進する役割も果たし、官に協力する私設社会事業組織として位置づけられる。1938年の社会事業法の制定は、私設社会事業組織の経営難への対策であったが、むしろ民間慈善団体への公による統制の強化がより

高まったとされる。

iii <着目点3について>社会福祉のパラダイム変換

ここまでの福祉史を見ていくと社会的問題に対して、幅広く責任を負うことは、公的セクターの役割であった。しかし、1980年代頃より福祉関連予算は削減され、福祉の有料化や民間委託の推進など政策転換がはかれる。福祉行政のパラダイム変換とされる転換点ととらえられる。1995年の阪神淡路大震災後の市民活動の活性化、1998年の特定非営利活動促進法（NPO法）の施行は、よりNPO活動、市民活動に力を与えたと考えられる。この頃、市民の積極的な活動、住民参加型の福祉サービスの提供、社会起業家の萌芽が見られる。公共性やボランティアについての議論も多くみられるようになる。地域とのかかわりのある産業を支援するためにコミュニティビジネス支援の施策も行われてきたりした。経済産業省では、働き方、行政の協働パートナー、地域及び社会・経済全体の活性化を担う主体としての役割に期待して2007年ソーシャルビジネス研究会¹⁴が設けられた。さらに、この20年間のインターネットの広がり、テクノロジーの進化は、個人にかつてない力を与え、この影響は計り知

11 1938年厚生省誕生のねらいは「国民体力の向上」「国民福祉の増進」とされる。従来の弱者対象から国民福祉へ軸足を移していく。つまり社会事業が厚生事業へ方向転換していく。これは、福祉政策の変容はその後福祉の根本にかかわってくる経緯をはらんでいる。

12 隣保事業ともいう。宗教家や学生などによる社会の下層に属する人々に対する社会事業の一つ。主として宗教的、教育的立場からなされるものが多い。その事業内容はさまざまであるが、一般に、保育、学習、クラブ、授産、医療、各種相談などがある。（出典）ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典

13 1902年頃の調査によると、慈善事業の財政的な面では、3分の一の施設で区役所からの下渡金、市の救護費、棄児養育料、養育米代、慈恵救済資金からの補助など公的資金が給付されていることが明らかになっている。（池内、2013）p.27

14 ソーシャルビジネスとは「社会的課題をビジネスとして事業性を確保しながら自ら解決しようとする活動」、ソーシャルビジネスの要件を社会性、事業性、革新性としている。この担い手が社会起業家とされる。

れない。

V. 考察

さて、ここであらためて、社会起業家活動の特徴を以下に示す。これは忘れられた領域への発見や解決手法である。

- A. 顕在化されていない対象者のニーズを創造している
- B. ボランティア活動や有償労働の混合の形態で問題に取り組む
- C. 専門家や様々な人を参加させるしくみ作りといった多様な資源の動員
- D. 行政や民間企業など公的セクターと民間セクターを超えた連携

福祉史概観からは、特に (1) 慈恵・慈善事業期 (2) 戦時厚生事業期 (3) 社会福祉パラダイム変換期の時間的推移の中からいくつかの事象を取り上げた。

ここでは、社会起業家活動との連関及び、忘れられた領域について考察してみる。

A. のニーズの顕在化は、忘れられた領域における変化への対応であり、図表1の「社会的問題の諸相」にもその内容に変化が見られる。幕末期には、農村特有の諸問題であったことが、明治維新の産業化に伴い、都市の問題へと広がっている。そして、戦時厚生事業期には、国民全体の向上を目指す方向性から、これまでの対象者救済の衰退も見られた。時代は遡り、高度成長期には、さらに公害や環境、健康被害などの生活問題といわれる社会的問題も発生してくる。現代に近づくと、高齢化や貧困格差、地方の問題、グローバル化による問題などが表面化してくる。これらの問題は、多様化すると共に、対象領域も広がっていく。天変地異、国家間の関係、政策の方向性いかにによって大きく変化するものでもある。このような様相を見ると“忘れられた領域”は、変化する外界の影響を受

けてきたことがわかる。一つの問題が次の問題を引き寄せるかのように、ニーズが表れ、さながら渦を巻いていくような動的なものとなる。そして、今日では、多様性と複雑さを帯びている。この領域には、公的セクターが主導して、その役割を果たしてきたが、その時代の流れの中で、対応が拡大したり縮小したり、救済の対象が変化したりと変動的である。しかし、全体を見ると公的セクターから社会的課題への働きが減退すると、新しい担い手がニーズを満たすべく登場してくることがわかる。それは、宗教家、篤志家、慈善家、思想家、社会変革者と呼ばれる。

B. ボランティア活動と有償労働の混合について、前提となるのは、社会起業家活動は、社会的価値の創造を目標とし、手法として事業性を担保していることである。慈善団体の純粋な寄付や募金による運営とも異なる。一方、利益を最優先にする民間企業とも異なる。企業としての外形を持ち、慈善組織の理念を持つ特異な存在とも考えられる。そこではボランティアと有償労働を混合した組織運営が見られる。民間企業は、活動の余剰としてメセナや社会貢献をおこなう。利益を優先する姿勢は、価値が異なる。その点に関して、先に示した③官僚による救貧制度の改革への構想における社会的価値と事業性についての議論は示唆に富んでいる。

デーリチュ型推進派の品川らが頼母子講、無尽といった仕組みを社会資源ととらえていたことは、すでに、ソーシャルキャピタル概念の認識を示す先駆的指摘であろう。さらに、地方に資本主義を広める改革から農民銀行モデルを採用するように主張している。日本においては、百年も前に、ムハマド・ユヌスのグラミン銀行を想起する構想があったことに、驚かされる。

当時、デーリチュ型とライフイゼン型の議論からは、資本主義的発想と慈善的発想が相容れない概念だったことを示している。そ

これは後の金融組織に影響をもたらすわけである。一方、現代の社会起業家活動はこの二者択一概念を併せ持つハイブリッドな事業形態と考えられる。経済的価値と社会的価値といった相反する概念を乗り越え統合しようとしている挑戦こそが、新しいタイプの起業家と考えられる。

C. 多様な資源の導入といった点では長い実践の歴史があったことが見てとれる。頼母子講事例（2016、速水）¹⁵でも、すでに多様な人々の参加が見られる。受益者である農民の他、商人、会社員、僧侶、篤志家と言われる人々の存在である。小さなコミュニティであることから、しくみをまわすための資源つまり、多様な人々の役割を明確化できたのであろう。なお明治新政府は救済の仕組み作りといった点ではどのような考え方を持っていたのだろうか。図表1の慈恵・慈善事業期から次の移行期に至る間の事象、「救貧法案」廃案をめぐる経過では政府の救済政策の見解がわかる。救済事業推進派とされた井上¹⁶は、義務救助が惰眠を増加させることにこだわり、反対をしている。政府としての責任範囲と義務にこだわっていることがうかがえる。この時期、公的セクターの負うべき範囲を線引きしようという動きと認識される。そこでは、慈善事業者や財力のある篤志家に、一定の負担を強いるような方向性がうかがえる。一方、忘れられた領域の普遍的な性質からすれば、多様な人々の力の結集や資金源なくして解決できないとの判断もあったと思われる。

D. セクターを超えた連携

官と慈善事業者による協働事業は、慈善事業の発生時から見られる。官が支配的な力を持っていた時代である。慈善事業者の位置づけは自立化とはほど遠く、公的助成の結果としての協働というのが実情であった。慈善事業者の多くは、政府の補完的役割とされたり、その後の感化・救済事業期では、救済政策の推進役を担っていた。これは、公的セクターからのトップダウンの形態である。セクターを超えた連携とはいえど、協働における立場は弱かったと考える。一方、現代の成功した社会起業家活動では、公的セクターとのつきあい方にも変化が見られる。国や自治体の実施策に具体的な影響をもたらした事例¹⁷もある。公的セクターや民間セクターとのフラットな関係や自律的關係を目指す意志の存在があると考えられる。ただ実際の社会起業家活動においても、資金難は最大の課題とされる。そのため、政府や自治体の下請け事業に甘んじている組織も少なくない。この点では共通した悩みを抱えていたことが理解される。

さて、これまで、福祉史概観、社会起業家活動を考察してきたが、そこには共通する点、相違する点が見られた。住民が参加するしくみや他のセクターとの連携などは古くからおこなわれてきたものとされる。形は変わってきたものの、連綿とつながってきたことが理解された。これは忘れられた領域を解決する方法論として共通している点と捉えられる。また、時代ごとに“忘れられた領域”を自ら発見し、解決への使命感に燃えた担い手たちの登場が見られた。ある時は宗教家であり、慈善家であり、プレイヤーは変われど

15 頼母子講事例第4講 図表3（速水、2016）p34.

16 井上友一（1871～1919）東京府知事、地方行政を専門とした内務官僚。救済事業の精神は、救貧より防貧、さらに教化が重要であると考え、感化救済事業や地方改良運動などを推進。

17 NPO法人フローレンスの病児保育のモデルは東京都区内で採用されている。<http://florence.or.jp>

この担い手たちは行動を起こしてきた。有効性から見たら、時代とともに様々だったと思われる。しかし、社会起業家活動につながる精神的な脈動が流れていることは福祉史から見てとれた。この系譜は社会起業家活動の強みとさえ考えられる。たとえばテクノロジーの進化は、多様な資源の動員についても、クラウドファンディングという新手法で獲得することができる。過去の時代には不可能であったことが、時代の進化と共に、忘れられた領域への有効性をもたらすことは、十分あり得ると考える。さて、近年では、社会起業家の組織（社会的企業、事業型NPO）など非営利セクターは、存在感を増している。すでに、3つ極により社会システムをとらえようとする議論も増えてきた。そのような現状に鑑み、図表2は、3つの活動部門における関係と社会起業家が問題とする公共領域の「忘れられた領域」の位置づけを整理したものである。

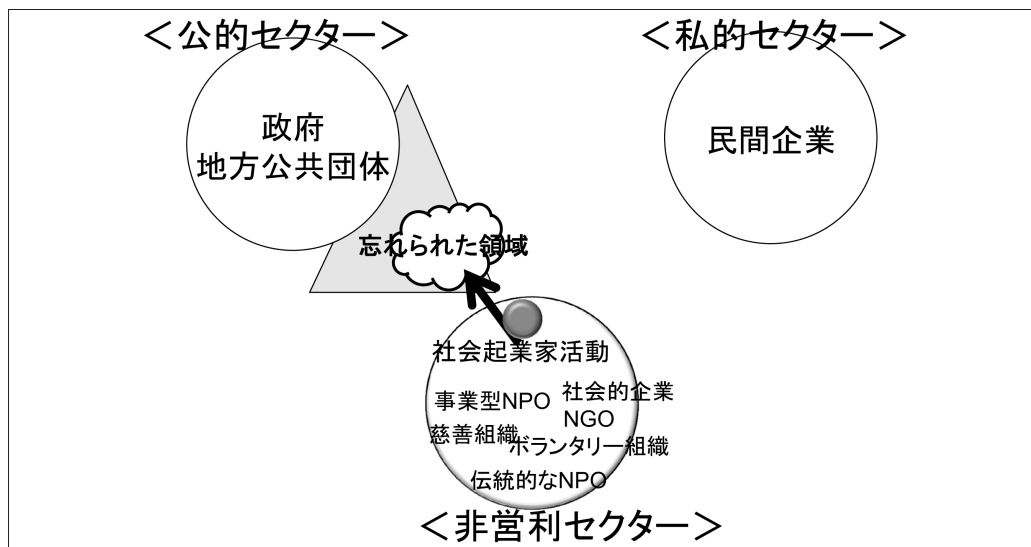
非営利セクターの台頭は、他のセクターの関係にも少なからず影響力をもたらし、意識も変わってきたと考える。今後は、3極が

シームレスに関係を構築することが可能なら、社会的問題解決にスピード感をもたらし、効力を発揮すると考えられる。

VI. おわりに

これまで見てきたように、一つひとつの社会的問題を解決していくには、気の遠くなるような歳月が必要であろう。忘れられた領域も時代と共に形を変えていこう。一方、人間社会も全体としては、一歩、一歩、未来へと変化の歩みを進めている。David Ronfeldt (1996) は、社会の長期的な進化を見つめる時の枠組みを提示した。古代から社会組織の基礎となる諸形態を4つ挙げている。1つめは親族、部族に代表される血族関係に基づくもの、2つめは軍隊、教会などの官僚制国家として現れるような階層的なものの、3つめは、商人など競争市場のもの、4つめは社会的な主張にもとづく NGO 間の協働ネットワークとしている。それぞれの形態には、「誰が、何を、なにゆえに、いかにして、なすべきか」に関する信念と構造とダイ

図表2 3つのセクターと「忘れられた領域」



(出所) 筆者作成。

ナミックスの、明確な体系を現している」、そして、それぞれの形態が発達するごとに、それ以前に、なしえなかった以上のことをする能力を持っていることを指摘している (Ronfeldt, 1996) p.169。

この現代の形態とされる「社会的主張を持つ協働ネットワーク」をそのまま社会起業家活動に置き換えると、誰も手を差し伸べられなかった“忘れられた領域”を発見し、解決する能力を持った存在ともいえる。アショカ財団の Jerry White¹⁸ は「救世主を待つことはない」と述べた。稀にしか現れない偉大な人物の到来を待つより、個人、個人がネットワークでつながり、成し遂げる可能性はすでに手にしていると言及しているのだろう。

今後、市政の人々がこの協働ネットワークを活用して、さまざまな問題解決をしていくだろう。すでに、東日本大震災後コミュニティの活動は活性化している。そこでは、古来から受け継がれた頼母子講や報徳思想、結などの精神が息づいていると考えられる。これらを現代のテクノロジーとどのように結びつけるかが、われわれ一人ひとりに問いかけているのだと考える。

<参考文献>

- David Ronfeldt (1996) 「部族、組織、市場、ネットワークー 社会進化理論の枠組みー」、公文俊平訳、『情報社会学序説』、公文俊平、NTT出版、pp.194-195.
- 速水智子 (2010) 「社会起業家における社会性に関する一考察ー忘れられた領域を中心として」、中京大学、『中京経営起業』、第10号、pp3-15.
- 速水智子 (2011) 「ソーシャルビジネスの収入構造における一考察ーかものはしプロジェクトを中心としてー」、中京大学企業研究所『中京企業研究』、No.33、pp67-74.

- 速水智子 (2016) 「寄付型クラウドファンディングから見た“頼母子講”への近接ー長期的支援の観点について」、中京大学企業研究所、『中京企業研究』、No.38、pp29-38.
- 池本美和子 (2013) 「公的部門と民間部門の役割と責任」、pp21-41. 『世界の社会福祉年鑑 2013 第13集』、旬報社
- 池田敬正・池本美和子 (2002)、『日本福祉史講義』
- 今井小の実 (2010) pp.128-134. 菊池正治、清水教恵、田中和男、永岡正巳、室田保夫 (2003, 2009, 2014 改定版第1刷)、『日本社会福祉の歴史』付・資料、ミネルヴァ書房
- 倉持史朗 (2010) pp.10-17. 「1 慈恵・慈善事業」、菊池正治、清水教恵、田中和男、永岡正巳、室田保夫 (2003, 2009, 2014 改定版第1刷)、『日本社会福祉の歴史』付・資料、ミネルヴァ書房
- 室田保夫 (2010) 『人物でよむ社会福祉の思想と理論』、ミネルヴァ書房
- 谷川貞夫 (1950) 「日本社会事業及社会事業家の定義とその範囲」『社会事業』第33巻10号、1950 10 月
- テツオ・ナジタ (2015) 『相互扶助の経済』、みすず書房
- 吉田久一 (2004) 『新・日本社会事業の歴史』、勁草書房

18 地雷禁止のムーブメントを起こした Jerry White 氏 (1997 年ノーベル平和賞受賞、2009 年 NGO アショカ財団の上級フェロー) 来日講演より、2017 年 9 月 29 日 (NHK 放映)